

# 児童手当の申請期限は3月31日です

子ども支援課 ☎048(473)1784

令和6年10月に児童手当制度が改正され、支給対象や多子加算の対象となる子どもの年齢が拡大されました。

18歳年度末(高校生年代)までの子どもがいる一部の世帯は、手当の受給や増額のために申請が必要となりますので、申請がお済みでない人はご申請ください。

## 児童手当制度改正後の手当額

対象年代	月額
0歳以上3歳未満	15,000円(第3子以降*は30,000円)
3歳以上高校生年代	10,000円(第3子以降*は30,000円)

\*第3子以降とは、22歳年度末までの養育する子どものうち、3番目以降の子どもをいいます。

**対象** ・制度改正前の所得上限超過により手当の受給権がない世帯

- ・高校生年代の子どもがいて、中学生以下の子どもがいない世帯
- ・18歳年度末から22歳年度末までの子どもがいる世帯で、多子加算を受ける世帯

▼対象となるか分からない場合は、お問い合わせください。

**申請** 3月31日(月)(必着)までに電子申請、郵送または直接、子ども支援課へ

▼3月31日(月)までに申請した場合は、令和6年10月分の手当から受給できます。

▼4月1日(火)以降に申請した場合は、申請日の属する月の翌月分からの受給となります。

▼公務員の人は勤務先へ申請してください。

▼多子加算や申請書類など詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲電子申請



▲市ホームページ

# 令和7年度水質検査計画を策定しました

水道施設課 ☎048(473)1299 (代)

水道水を安心して利用できるよう、毎年水質検査計画を策定しています。令和7年度は下記の計画に沿って検査を実施し、その結果を公表します。

なお、検査項目及び検査頻度など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 令和7年度水質検査計画(抜粋)



▲市ホームページ

### 1 水質検査計画に関する基本方針

- ①検査地点は、水道法で規定されている最も効果的な場所とする。
- ②検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上留意すべきものとして、水質基準項目に準じて設定された水質管理目標設定項目とする。
- ③検査頻度は、法令や過去の結果を考慮して設定する。

### 2 その他の水質検査

定期的に原水(井戸水)の水質検査を行う。また、必要に応じて浄水の放射性物質検査を行う。

### 3 臨時の水質検査

定期的水質検査において、国の定める基準以内であっても数値が急激に上昇した項目や水が汚染された疑いがある場合は、直ちに臨時の水質検査を行う。